

令和4年度

高知市包括外部監査結果報告書

学校教育に関する事務の執行について

(概要版)

令和5年3月

高知市包括外部監査人

徳 光 興一郎

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類（略）	1
2	選定した特定の事件（略）	1
3	事件を選定した理由（略）	1
4	外部監査の対象	1
5	外部監査の対象部署（略）	2
6	外部監査の対象期間（略）	2
7	外部監査の実施期間（略）	2
8	外部監査の方法（略）	2
9	外部監査従事者（略）	2
10	利害関係（略）	2
11	指摘・意見の件数	2
第2	外部監査の結果	3
1	本市学校及び教育費予算の概要	3
2	いじめ	5
	（1）意義（略）	5
	（2）本市における取組	5
	（3）外部監査の結果	8
3	不登校	10
	（1）意義（略）	10

(2) 本市における取組	10
(3) 外部監査の結果	14
4 就学援助制度	16
(1) 意義（略）	16
(2) 本市における取組	16
(3) 外部監査の結果	20
5 教員の労務管理	23
(1) 意義（略）	23
(2) 本市における取組	23
(3) 外部監査の結果	26
6 学校集金	28
(1) 意義（略）	28
(2) 本市における取組	28
(3) 外部監査の結果	33
7 G I G Aスクール構想事業	35
(1) 意義（略）	35
(2) 本市における取組	35
(3) 外部監査の結果	38
8 学校施設の維持管理	39
(1) 意義（略）	39
(2) 学校施設の点検・検査	39
(3) 学校施設の改築，改修及び補修	44
(4) 学校施設の維持管理コスト	49
(5) 現地調査（略）	50
(6) 外部監査の結果	50

9 物品の管理.....	53
(1) 意義(略)	53
(2) 本市における取組	53
(3) 外部監査の結果.....	54
【別紙】指摘・意見一覧	1

第1 外部監査の概要

- 1 外部監査の種類（略）
- 2 選定した特定の事件（略）
- 3 事件を選定した理由（略）
- 4 外部監査の対象

まず第1に、いじめの問題である。本市に所在する学校（高知市立小学校，同中学校，同高等学校，同義務教育学校及び特別支援学校をいい，以下，特に断りのない限り「学校」と総称する。）における，児童生徒1，000人あたりのいじめの認知件数は，平成28年度は23.3件であったが，平成31年度は33.4件と増加傾向にある。

第2に，不登校の問題である。不登校児童生徒の件数自体は，本市を含む高知県全体でも高い水準にあり，令和3年度の高知県の調査では，学校を30日以上欠席した不登校の小学生は，1，000人あたり14.8人と全国平均の13.0人を上回り，中学生では61.2人と全国で最も多い。本市においても同様の傾向がある。

第3に，就学援助制度である。実は高知県は，就学援助率（要保護・準要保護児童生徒の合計を，公立学校児童生徒総数で除したもの）の割合が全国でも突出している。これを本市についてみれば，小学校で約26%，中学校で約37%と，高知県全体よりもさらに割合が高くなる。

第4に，教員の労務管理，特に労働時間の管理についてである。そもそも教員の労働時間はどのように決められ，どのように管理されているのであろうか。意外に市民に認識されていないように思われる。

第5に，学業に必要なものとして各学校が保護者から直接徴収する学校集金について検証する。学校集金は，学校ごとに完結しているものであり，地方公共団体の内部監査の盲点となっている事項である。

第6は、GIGAスクール構想事業である。本市においても、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒に1人1台のタブレット型PCの整備が完了し、学校現場におけるICTの効果的活用は、焦眉の課題となっている。

第7は、学校施設の管理についてである。本市においても学校施設の老朽化が進んでおり、中には、安全性に問題があり、建て替えや修繕が急ぎ必要な施設や箇所もあろうかと思われる。本市において、建て替えや修繕の基準はどのように設けられているのか、また、建て替えや修繕について、どの程度のお金が費やされているのか、いち早く劣化状況を把握するための点検や検査はどのようなルールに則り、どのように行われているのか。

最後は、学校における物品、特に備品や消耗品の管理についてである。

5 外部監査の対象部署（略）

6 外部監査の対象期間（略）

7 外部監査の実施期間（略）

8 外部監査の方法（略）

（1）外部監査の主な要点

（2）主な外部監査手続

9 外部監査従事者（略）

10 利害関係（略）

11 指摘・意見の件数

指摘7件，意見18件

第2 外部監査の結果

1 本市学校及び教育費予算の概要

【令和3年度及び令和4年度教育費予算の概要】

令和4年度教育費予算の概要					
(単位:千円,%)					
区分	4年度	3年度	増減		増減の主な内容(下線は新規・重点事業)
			増減額	増減率	
1 教育総務費	2,376,074	2,271,169	104,905	4.4	
教育委員会費	863,445	839,957	23,488	2.7	総務管理費+2,567
教育指導費	1,512,629	1,431,212	81,417	5.4	学校教育情報化システム管理費+73,952 GIGAスクール運営支援センター事業費負担金+12,037(新)
2 小学校費	2,189,030	2,220,122	▲31,092	▲1.4	
学校管理費	1,686,449	1,679,861	6,588	0.4	給食事業費+4,509
教育振興費	430,869	458,251	▲27,382	▲6.4	教材整備事業費▲21,550 要保護・準要保護児童対策費▲4,261
学校建設費	71,712	82,010	▲10,298	▲14.4	耐震補強整備事業費▲48,000 施設整備事業費+31,502(重) 大規模改造事業費+6,000(重)
3 中学校費	1,025,541	1,062,545	▲37,004	▲3.6	
学校管理費	614,652	599,224	15,428	2.5	学校給食センター運営事業費+14,231
教育振興費	364,103	413,371	▲49,268	▲13.5	教材整備事業費▲38,714 要保護・準要保護生徒対策費▲9,688
学校建設費	46,786	49,950	▲3,164	▲6.8	大規模改造事業費▲14,000(重) 施設整備事業費+11,036(重)
4 高等学校費	698,414	711,473	▲13,059	▲1.9	
高等学校管理費	692,694	705,337	▲12,643	▲1.8	施設整備費+4,794(重)
教育振興費	5,720	6,136	▲416	▲7.3	教材整備事業費▲280
5 特別支援学校費	107,209	107,116	93	0.1	
特別支援学校費	107,209	107,116	93	0.1	
7 社会教育費	1,453,415	1,465,314	▲11,899	▲0.8	
社会教育総務費	229,233	259,807	▲30,574	▲13.3	施設整備事業費▲13,938 児童館管理費▲1,236
図書館・科学館費	1,146,272	1,115,820	30,452	2.7	オーテピア高知図書館施設管理費+29,056 図書館システム管理費+8,835
青年センター費	42,350	54,507	▲12,157	▲28.7	施設整備費▲12,578
工石山青少年の家費	35,560	35,180	380	1.1	
合計	7,849,683	7,837,739	11,944	0.2	

※こども未来部へ補助執行する事業費を除く。

※令和3年度当初予算:機構改革に伴い、市長事務部局へ移管した文化、スポーツ等に関する事業費を除く。

※増減の主な内容:人件費の増減は除く。

2 いじめ

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア いじめの現状 (略)

イ 関係法令及び例規 (略)

ウ 関連予算及び決算

【令和3年度いじめ問題関連予算及び決算】

項目	当初予算 (円)	最終予算 (円)	決算 (円)
いじめ問題 対策連絡協議会 ・ いじめ防止等 対策委員会の開催	502,000 いじめ防止等対策 委員報酬として 310,000 いじめ問題対策連絡 協議会委員報酬として 36,000	2,416,500	2,266,500 いじめ防止等対策 委員報酬として 2,231,700 いじめ問題対策連絡 協議会委員報酬として 28,800
いじめ問題 対策推進事業	156,000	156,000	6,000

エ 具体的な取組

(ア) 市が実施する施策

① 高知市いじめ問題対策連絡協議会

本市は、「高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、いじめ防止などに関係する機関及び団体の連携を図るため、「高知市いじめ問題対策連絡協議会」を設置している（市いじめ防止基本方針7頁）。

② 高知市いじめ防止等対策委員会

本市では、市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対

策を実効的に行うため、教育委員会に「高知市いじめ防止等対策委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置している（市いじめ防止基本方針7頁）。

③ その他施策

まず、いじめ防止に関する施策として、「いじめのない明るい社会のために 今、私たちにできること」と題する保護者向けのいじめ問題啓発・対応リーフレットを作成して、各学校に配布している。また他にも、インターネット上のいじめに関するリーフレットの作成や出前研修を行っている。次にいじめに関する各種相談窓口（高知県警察本部生活安全部のヤングテレフォン、高知県心の相談センター電話相談、Eメール相談、24時間子どもSOSダイヤル）の電話番号やEメールの連絡先を記載したカードを作成し、全ての児童生徒に配布している。さらに、市いじめ防止基本方針に定められた内容の研修を学校で年1回以上行っている。また、校内研修だけでなく、校長会や教頭会、各教員の担当役職ごとの研修会も実施されている。

（イ）学校が実施する施策

学校いじめ防止基本方針の策定について、学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、国、県のいじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定めなければならない、同方針に以下の6項目を盛り込み、具体的な取組として年間計画に位置付ける（市いじめ防止基本方針10頁）。

- いじめ防止のための取組
- 早期発見・早期対応の在り方
- 教育相談体制・生徒指導体制の確立

- 教員の資質向上に資する校内研修の充実
- チェックリストの作成・実施
- 基本方針のチェックと見直し（P D C Aサイクル）

また、市いじめ防止基本方針は、「策定した『学校いじめ防止基本方針』については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が『学校いじめ防止基本方針』の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」（市いじめ防止基本方針10頁）ことを要請している。

この点、一部の高知市立小・中学校のホームページを確認したところ、多くの学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」が掲載されていたが、一部、掲載していない学校も存在した。また、学校いじめ防止基本方針に盛り込むこととされている上記6項目について全てを盛り込めていないものも散見され、具体的な取組として年間計画に位置付けていることが分かるものは少なかった。各学校で策定した同方針について、保護者や地域住民が容易に内容を確認できるような措置を各学校が講じているかどうか、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関などに内容を説明しているかどうかについて、教育委員会では確認していない。

また、教育委員会において、学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況の公表を行っていることは確認できなかった。

次に、「組織の設置」について、ヒアリングによれば、学校全てにおいて、学校いじめ対策組織が設置されていることが確認

できた。また、学校いじめ対策組織の会議内容に関する議事録について、教育委員会において、各学校における議事録の作成状況について把握していることは確認できなかった。

(ウ) 重大事態への対処

本市では、令和2年度、令和3年度ともに重大事態事案が複数発生しており、各学校からの報告も受けているとのことであるが、具体的な発生件数及びその詳細については、学校及び個人の特定につながるおそれがあることから、回答を得ることができなかった。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、調査により把握した情報の記録は、原則として各地方公共団体の文書管理規則などに基づき適切に保存するものとし、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされる（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン11頁）。ヒアリングによれば、本市における文書管理規則としては、高知市文書管理規程や高知市教育委員会文書管理規程が定められているが、重大事態の調査に係る記録について何年間、どこでどのように保存し、また、どのように廃棄するのかについて明確な定めは存在しない。

(3) 外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令・例規に照らして、いじめ問題への取組が適切に行われているか

イ 外部監査の結果及び意見

◆市いじめ防止基本方針においては、教育委員会が、学校いじめ防

止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表することとなっている。しかしながら実際には、学校いじめ防止基本方針の策定状況の公表は行われていない。教育委員会は、本市ホームページなどにおいて、学校いじめ防止基本方針を一覧できる形で公表するなどの対応を検討するべきである【指摘】

- ◆ 教育委員会においては、学校いじめ防止基本方針が、市いじめ防止基本方針の定める上記6項目を盛り込んだものとなっているか、いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているかを改めて確認し、問題があれば、市いじめ防止基本方針に沿う内容に「学校いじめ防止基本方針」の改定をするよう指導することが望ましい【意見】
- ◆ 市いじめ防止基本方針において、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行うものとされているところ、学校いじめ対策組織での議事録の作成は、いじめ事案への対応に関する事後的な検証にあたり必要不可欠なものである。教育委員会は、学校に対し、議事録の作成を行うよう周知徹底することが望ましい【意見】
- ◆ 個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされている。本市は、重大事態の調査に係る記録やいじめ事案の調査に関する記録について、どのような資料を、何年間、どこでどのように保存し、廃棄するのかについて明確な定めは存在しない。重大事態の検証は、同種事案の予防に不可欠であり、重大事態に関する調査記録の保存は重要である。教育委員会は、いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法につき別途規定を設けることが望ましい【意見】

3 不登校

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア 本市における不登校児童生徒数及び割合 (略)

イ 不登校の要因・背景・復帰 (略)

ウ 関係法令及び例規

① 教育機会確保基本指針

教育機会確保基本指針が定める不登校児童生徒支援に関する主な施策は、以下のとおりである。

- 教育支援センターは、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、支援の中核となるよう機能強化を促進すること。教育委員会・学校と民間の団体の連携などによる支援を行う取組も推進すること
- 経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体など学校以外の場で学習を行う支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること
- 保護者に対し、支援を行う機関や保護者の会に関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度の周知を徹底すること

② 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(元文科初第698号)

本通知は、不登校児童生徒への支援にあたっての基本的な考え方を示した上で、主に以下のような方策を挙げている。

- 教育支援センターやフリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保すること

- 自宅において I C T などを活用し学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、校長が当該児童生徒に対する対面指導や学習指導の状況などを十分に把握することなどの要件を満たした上で、指導要録上出席扱いとすることができること
- 在籍校の校長が当該児童生徒の出席扱いについて適切・有効であると判断する場合の基準について、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくこと

エ 関連予算及び決算（令和 3 年度）

【令和3年度予算及び決算】

項目	当初予算 (円)	最終予算 (円)	決算 (円)
不登校対策総合支援事業 (「不登校予防・支援のアンケート 調査用紙」の費用)	1,791,000	1,791,000	1,738,900
教育支援センター事業	5,720,000	5,720,000	5,373,502
高知市スクールカウンセラー 配置事業	5,610,000	5,610,000	5,609,532
高知市スクールソーシャル ワーカー活用事業	40,467,342	40,467,342	40,466,086
不登校対策アドバイザー 派遣事業	15,224,000	14,261,379	14,261,379

オ 具体的な取組

(ア) 不登校対策総合支援事業

(イ) 教育支援センター事業

本市では、教育委員会教育研究所の内部組織として、「教育支援センターみらい」(以下「みらい」という。)を設置している。

(ウ) 高知市スクールカウンセラー配置事業

各学校に配置されているスクールカウンセラーとは別に、臨床心理士の資格を有し、不登校児童生徒支援に関する専門性が高いスクールカウンセラーを、みらいに1名(会計年度任用職員)配置している。

(エ) 高知市スクールソーシャルワーカー活用事業

本市においても、社会福祉士などの教育と福祉の両面に関して専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）を教育研究所に配置し、16中学校区へ15名、特別支援学校及び義務教育学校へ1名の合計16名のスクールソーシャルワーカーを派遣している。

(オ) 不登校対策アドバイザー派遣事業

(カ) その他の取組

上記の事業の他、不登校児童生徒支援として本市が実施している取組は、以下の表のとおりである（高知市教育委員会「高知市の子どもたちの未来のために 不登校支援ハンドブック」167頁抜粋）。

【高知市の不登校対策の取組】

高知市の不登校対策の取組			
対象	すべての児童生徒	登校が安定しない児童生徒	不登校状態の児童生徒
対策のポイント <small>※「不登校児童生徒への支援の取組」について（高知市教育委員会）</small> <small>文部省 令和元年10月5日</small>	○各学校での魅力ある（不登校を生じさせない）学校づくり ・未然防止に向けた開発的・予防的生徒指導の充実 ・学級経営の充実（Q-Uアンケートやあったかアンケートの活用） ・「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の推進 市教委発行のハンドブック等の効果的な活用 「魅力ある学校づくり」の取組を支援するために、教育委員会が「今、学校に求められる生徒指導の『3つの力』」や、「学級経営ハンドブック（小学校・中学校）」、「学びの羅針盤」を作成、配付した。  学級集団や児童生徒の実態の把握 「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」や「あったかアンケート」を活用して、学級集団や児童生徒等の様子を見取り、人間関係づくりの活動や、状況によっては、早期に個に応じた支援を行う。 不登校支援ハンドブックの作成への取組 学校に若年教員の占める割合が高くなり、学級経営や不登校の子どもへの支援で苦慮している状況が多く見られている。そのような中、不登校の予防・初期対応の重要性、不登校の状態から自立を目指す支援など、幅広い内容を、専門家の意見も踏まえ、ハンドブックにまとめ、全ての教職員に配付する。	○未然防止、早期発見・早期対応の取組 ・校内支援委員会の効果的な運用 ・学校配置SCやSSW等を含めた「チーム学校」での取組 ・不登校担当教員配置校への取組 校内の不登校支援体制の充実 全ての学校に配置している不登校支援担当者をコーディネーターとして、校内の不登校支援体制を充実させるよう、年3回の研修会（ブリーフィングの普及）や中学校の校内支援委員会へ不登校対策アドバイザーや指導主事等が参加し、助言、支援を行う。 不登校担当教員配置校への取組 不登校担当教員（小学校4校、中学校6校に配置）を対象とした年5回の研修会を実施。不登校対策アドバイザー、指導主事等が配置校を訪問し、中学校では校内支援委員会へ参加し、助言・支援を行ったり、小学校では管理職等と体制の構築に向けて協議を行ったりして、学校における組織的な不登校支援を推進する。 不登校対策アドバイザーによる訪問支援 人権・子ども支援課に配置している不登校対策アドバイザーが定期的に学校を訪問し、管理職と学校の組織的な不登校対策について協議し、指導・助言を行う。 スクールソーシャルワーカーの派遣 17名のスクールソーシャルワーカーを中学校区を中心に派遣し、児童生徒を取り巻く背景の課題に対して、家庭や学校、福祉機関や医療機関等に働きかけて、子どもの環境の改善を図る。 また、4月派遣を拡充し、切れ目のない支援ネットワークの構築を図る。	○不登校児童生徒の自立に向けた支援の充実 ・教育支援センターの体制強化と機能の充実 ・多様な学びの場の保障 ・相談機能の強化（教育支援センター配置SCの活用） 不登校児童生徒の自立に向けた教育支援センターの相談機能と支援体制の強化 センター長（新規）、心理の専門家であるスクールカウンセラー、経験豊富な専任教育相談員を配置し、教育相談機能の充実を図り、保護者からの相談対応を充実させるとともに、受け入れた不登校児童生徒一人一人の的確な見立てを行い、支援員等に指導・助言を行うことで、児童生徒の状況やニーズに合った、社会的自立を目指した支援を行う体制の強化を図る。 また、学校や教育委員会の各所課と連携し、高知市の不登校対策の中核となって推進する。 教育支援センターへスクールカウンセラーを常駐 学校に配置されているスクールカウンセラーとは別に、教育支援センターに不登校児童生徒の社会的自立に向けた心理的支援や、その保護者等や支援スタッフへの指導・助言を行うために、不登校児童生徒への造詣の深いスクールカウンセラーを配置し、不登校に関する相談機能の充実を図るとともに、新体制の強化を図った。 校内型適応指導教室実践モデル校の指定 モデル校に在籍する不登校生徒（別室対応や保健室対応の生徒を含む）の学習活動の場を保障し、その教育課程等を調査・研究を行い、効果を検証する。

① 不登校支援担当者の配置・不登校支援委員会の開催

不登校支援担当者を各学校に必ず1人置いており、各学校に不登校支援委員会が設置されている。

② 不登校支援担当者研修会及び不登校担当教員連絡会の実施

③ 不登校対策のスタンダード

本市の学校には、不登校対策のスタンダードというものがあり、子どもが特段の理由なく学校を欠席したときは、どの学校でも同じ対応をしている。具体的には、欠席1日目に電話又は家庭訪問、欠席2日目に再度電話又は家庭訪問、欠席3日目には必ず家庭訪問を行い、チームでの支援を開始することになっている。

④ アンケート調査の実施

⑤ 校種間連携の追及

本市では、小学校で行っていた支援を中学校に引き継ぐことを意識することが大切であるという考えから、引継ぎシートの活用を促している。

⑥ リーフレットの発行

⑦ フリースクールとの連携

(3) 外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令・例規に照らして、不登校問題への取組が適切に行われているか

イ 外部監査の結果及び意見

◆不登校児童生徒に対する経済的支援の実施について、例えば、鳥取市では、一定の基準を満たしたフリースクールに通所する児童生徒の保護者のうち、収入や居住場所などの要件を満たす者に対し、通所費、通所に係る交通費及び実習費などについて助成する

制度を設けている。また、佐賀県江北町では、フリースクールへの入学準備金として2万円、学費と交通費については、併せて月額4万円を上限に奨学金として交付する奨学金制度を設けている。本市においても、経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、フリースクールなど学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について検討することが望ましい【意見】

- ◆不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度を周知することについて、教育委員会が特段の周知方法を採用している事実は確認できなかった。教育委員会は、このような情報提供や制度の具体的な周知方法につき、検討することが望ましい【意見】
- ◆本市では、自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関しては、在籍校の校長が判断を行うことになっているため、その判断は必ずしも容易ではない。教育委員会において、児童生徒の指導要録上の出席扱いにつき、適切・有効であると判断する場合の画一的な基準・目安を作成することが望ましい【意見】

4 就学援助制度

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア 関連予算及び決算

【就学援助制度に係る令和3年度予算及び決算】

区分	当初予算見種		最終予算 金額	決算		交付決定額	
	人員	金額		人員	金額	人員	国庫補助限度額
学用品費等	3,866	57,272,315	3月補正 0	3,625	53,965,635		
新入学児童生徒学用品費等	446	21,760,340		259	12,636,610		
新入学準備費	408	19,906,320		215	10,489,850		
計	828	30,499,588		721	22,738,691		
修学旅行費	72	2,710,152		59	1,917,578		959,000
要保護(国庫補助金)	746	27,625,126		662	20,821,113		
準要保護	10	164,310					
準要保護(義護施設)							
計							
宿泊を伴う校外活動費	658	1,283,100		486	839,563		
通学費	12	669,114	13	650,468			
計	40	571,950	22	425,533			
医療費	15	344,700	13	276,058		138,029	
要保護(国庫補助金)	25	227,250	9	149,475			
準要保護							
完全	3,866	181,010,085	3,570	162,049,800			
学校給食費							
歳出合計	査定前	312,972,812			263,796,150	交付額計	1,097,029
	査定後	293,565,000					
歳入(1/2)		1,487,000					

区分	当初予算見種		最終予算 金額	決算		交付決定額	
	人員	金額		人員	金額	人員	国庫補助限度額
学用品費等	2,152	56,803,245	3月補正 -25,000,000	2,165	57,294,760		
新入学児童生徒学用品費等	50	2,888,500		51	2,944,230		
新入学準備費	756	43,643,880		672	38,794,560		
計	817	70,878,983		513	11,240,159		
修学旅行費	78	4,091,568		43	888,543		444,000
要保護(国庫補助金)	739	66,787,415		470	10,351,616		
準要保護	0	0					
準要保護(義護施設)							
計							
宿泊を伴う校外活動費	698	421,256		45	85,304		
通学費	10	978,480	10	998,886			
計	146	1,852,855	102	1,449,772			
医療費	7	249,907	3	92,730		46,365	
要保護(国庫補助金)	139	1,602,948	99	1,357,042			
準要保護							
完全	2,152	104,609,859	1,942	89,543,265			
学校給食費							
歳出合計	査定前	282,072,058			202,350,936	交付額計	490,365
	査定後	272,603,000					
歳入(1/2)		3,260,000					

イ 就学援助制度の利用状況 (略)

ウ 関係例規及び本市の取組

学校教育法第19条の規定を受け、本市においては、就学援助の対象者、申請方法、認定基準及び就学援助の種類などについて規定した高知市就学援助規則(以下「援助規則」という。)を定め、さらに、同規則の施行に際して、同規則の細則を規定した高知市就学援助事務処理要綱(以下「援助要綱」という。)を定めている。

就学援助の対象者は、原則として、本市に居住する児童生徒の保護者のうち、

① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

② 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育長が認める者

のいずれかである（援助規則第2条）。

このうち、②の「教育長が認める者」については、別途対象者の基準が設けられており、

a 就学援助の認定を受けようとする年度又はその前年度において生活保護の停止または廃止を受けた者

b 認定を受けようとする年度分の市民税が、非課税または地方税法第323条により減免の扱いを受けた者

c 認定を受けようとする年度の収入額が、別に定める基準に基づき算出される額（「需要額」という。）の1.3倍未満の者

d 上記のほか、教育長が特に援助が必要と認める者

のいずれかに該当する者である（援助要綱第3条）。

教育長は、上記申請があった場合、その内容を審査し、就学援助の可否を決定する（援助規則第4条第1項）。

ヒアリングによれば、②のcの認定に関しては、申請者世帯の合計所得金額から、社会保険料や生命保険料などの控除をした申請者世帯の所得額（世帯所得）と、生活保護の判定に用いられる世帯需要額を基礎に本市が独自に設定した基準額（需要額）を1.3倍した金額（認定上限収入）とを比較して、世帯所得が、認定上限収入を超過している場合には、原則として、要保護者に準ずる者とは認められない。

この点、需要額の算定方法は、「生活保護法による保護の基準」記載の表（地域ごとに基準額が異なり、同基準表によれば、本市は2級地-1に分類される。）（以下「生活保護基準表」という。）

¹をもとに、世帯別需要額、個人別需要額を算出し、さらに需要額加算・減算として、母子父子家庭加算、他からの援助額の減算及び住宅扶助額加算を行った上で算出される。

このうち、世帯別需要額は、生活保護基準表の基準生活費の額のうち、[第2類の基準額＋冬季加算額＋（期末一時扶助×世帯人員）＋住宅扶助]×12（か月）で算定され、個人別需要額は、生活保護基準表の基準生活費の額のうち、第1類の額×12（か月）（ただし、小・中学生は（第1類の額＋教育扶助基準額＋学校給食費）×12（か月）として計算する。）を合計した値で算定される。

このようにして算出された需要額を1.3倍したものが、認定上限収入額である。

審査の結果、援助決定を開始する場合には、「援助決定（変更）通知書」が申請者に交付され、申請を却下する場合には、認定申請却下の理由を記載した「就学援助認定申請の却下について（通知）」が交付される。

就学援助認定申請却下の理由については、特に、世帯所得が認定上限収入を超過するとして申請を却下する場合には、以下のとおり別紙をつけて、世帯構成及び「判定計算明細」を記載し、世帯所得が認定上限収入を超えることを説明している。

¹ 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82051000&dataType=0

【判定計算明細】

世帯別需要額・・・① (世帯構成人数○人)	○		
個人別需要額合計・・・②	○		
需要額加算・減算額・・・③	○		
母子父子加算額	○		
他からの援助減算額	○		
住宅扶助加算額	○		
需要額合計 A (① + ② + ③)	○ (円)	認定上限収入 B (A × 1.3)	○ (円)

次に、就学援助認定申請の却下、認定期間の終了又は援助費の支給の停止を通知された申請者又は被認定者は、その通知に定められた期日までに、教育長に対して再審査を請求することができる（援助規則第12条）。

援助規則上、再審査請求の様式や、請求理由については特に記載はないものの、本市では、特に、準要保護者からの申請に対して、上記②の a に該当しないとして就学援助認定申請を却下する場合には、却下通知書に、「再審査の請求について」として、再審査の請求手続きの案内を記載するとともに、「就学援助・再審査請求書」の様式を同封している。他方、審査に必要な書類などの提出が期限までになされなかった場合の援助認定申請却下については、再審査の案内はしていない。

「就学援助・再審査請求書」の様式には、請求理由として、

- ① 家計急変や、離職・転職・休職（育児休暇・療養休暇等）により、前年に比べて今年の所得が著しく減少する見込みであるため

② 就学援助で判定された世帯の構成が事実と異なるためを挙げているところ、当該「再審査」は、当初の審査請求についての請求理由の是非を審査するというものではなく、特に①については、新たに生じた理由をもって再度審査するという立て付けになっている。

なお、本市では、上記①または②の請求理由を充足する者を、準要保護者の認定要件のうちの、②の d「上記のほか、教育長が特に援助が必要と認める者に該当する者」として、再審査で認定している。具体的には、当該年の所得が前年に比して著しく減少になる見込みがある者、破産宣告など生活状況に甚だしい変化がある者、実際の世帯状況で再審査した結果、認定上限収入額が世帯所得を上回る場合などがこれに該当する。

本市ではかかる再度の審査請求に対してさらに審査をし、請求内容を妥当と認める場合には、却下通知を取り消した上で、就学援助の認定をし、請求内容を不相当とする場合には、再度申請を却下している。

エ 就学援助項目及び支給方法（略）

オ 就学援助申請などの状況（略）

カ 就学援助費の返還

就学援助費の返還方法や返還の流れを定めた手引きは、不見当である。

（3）外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令・例規に照らして、就学援助制度が適切に運用されているか

イ 外部監査の結果及び意見

- ◆ 就学援助費の返還については、担当責任者や返還手続きを定めた規定がなく、原則として、学校現場の教職員が、保護者に対して返還を求めている。毎年の就学援助費の返還発生件数は、200名を超え、令和2年度に至っては、300名を超えているところ、このような教職員の負担は小さくない。返還事務に関して、手引きなどを作成し、教育委員会が一元的に管理する制度設計を検討することが望ましい【意見】
- ◆ 世帯所得が、認定上限収入を超過する場合には、就学援助申請は却下されるところ、認定上限収入の基礎となる需要額の算定方法を、申請者が、申請に際して十分に理解することは困難である。また、却下通知書には、認定上限収入の判定計算明細を記載してはいるものの、世帯別需要額及び個人別需要額の算定方法については明示されておらず、申請者においてこれを十分に検証することは難しい（なお、需要額の計算根拠となる、生活保護法による保護の基準について、他の地方公共団体ではホームページなどで公表している場合があるものの、本市においては公表されていない。）。認定上限収入の計算方法については、申請者にとっても、計算及び検証が可能な程度に、算定式及びその根拠を公表することが望ましい【意見】
- ◆ 再審査請求書の書式は、請求理由として、家計急変や、離職・転職・休職（育児休暇・療養休暇など）により前年に比べて今年の所得が著しく減少する見込みであるため、及び、就学援助で判定された世帯の構成が事実と異なるため、の2点のみを挙げているところ、当初の審査が、世帯構成、申請の理由、収入状況などの総合判断であれば、これらの理由以外による再審査請求もありうるはずである。援助規則上も、再審査請求の理由を限定する規定

はない。再審査請求の理由を限定するような誤解を与えぬよう、
再審査請求書の書式は、改訂することが望ましい【意見】

5 教員の労務管理

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア 商業高校教職員数など

以下は、商業学校の教職員数である。また、令和3年度の教職員の人件費は、予算が計5億9,291万1,000円、決算が計5億8,806万7,000円である。

【商業高校（全日制）の教職員数（令和3年5月1日時点）】

	校長	教頭	教員	期限付講師	養護教諭	事務職員	実習助手	用務員	非常勤講師	合計
教職員数 (人)	1	2	48	10	1	4	3	2	9	80

イ 労働時間の定め

(ア) 関係法令及び例規 (略)

(イ) 商業高校教員の労働時間の定め

商業高校教員の所定労働時間は、「高知商業高等学校教員（全日制の課程）の勤務時間の割振り等に関する規程」により、土曜日と日曜日は週休日とした上で、「勤務時間は午前8時30分から午後5時まで」（その間に45分の休憩時間を置くこと）（同規程第3条）である。すなわち、午前8時30分から午後5時までの8時間30分から、所定の休憩時間である45分を差し引いた7時間45分が、商業高校教員の所定労働時間である。

また、「高知市立高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例²」は、地方公務員法第24条第5項

² https://www1.g-reiki.net/city.kochi/reiki_honbun/r401RG00000313.html

並びに給特法第6条及び上記超勤政令に基づき、高知市立高等学校の教員の給与その他の勤務条件について特例を定めている。

同条例によれば、教員に対し時間外勤務を命ずることができる場合は（以下「超勤3項目」という。）、

- ① 学校行事に関する業務
- ② 教職員会議に関する業務
- ③ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

のいずれかに従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られる（高知市立高等学校の教員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条）（「生徒の実習に関する業務」が記載されておらず、超勤4項目よりも狭い）。

ウ 労働時間の把握・管理

（ア）関係法令及び例規（略）

（イ）商業高校教員の労働時間の把握・管理

商業高校では、統合型校務支援システムが導入された令和3年度以降、庶務事務システムを利用した「出退勤オンライン打刻」に加え、ICカードを利用したタイムレコーダへの打刻により、出勤及び退勤を記録している。

商業高校から庶務事務システムに入力されている教員の出勤簿の提出を受け、出勤時刻、退勤時刻、時間外労働などの記載を確認したところ、出勤・退勤時刻は、ICカードでの打刻や庶務事務システムの利用により、1分単位で入力されていた³。また、上述したとおり、商業高校の始業時間は午前8時30

³ 他方で、給特法の適用のない事務職員の出勤簿には、時間外労働時間を記載する「時間外」の箇所が、自己申告で、5分単位以上で記載されていた（例えば、17:15～20:15）。

分、終業時間は午後5時、所定労働時間は7時間45分のところ、これを超えるものは時間外労働となるが、超過した時間があっても「時間外」の箇所には記載がない。さらに、「出張・外勤（無帰庁）」と記録されている教員については、学校を出た時間が退勤時間として記録されているのみで、その後の労働時間は記録されていなかった。また、時間外勤務を命じる際の校長の明確な業務命令は確認できなかった。

加えて、上記の労働時間の把握方法以外に、商業高校において、在校等時間を意識して、在校等時間の把握のために特段講じられている方法は確認できなかった。

エ 医師による面接指導の実施

(ア) 関係法令（略）

(イ) 本市の取組

ヒアリングによれば、商業高校では、上記医師による面接指導の対象となる教員に対して、「面接指導申出確認書」を渡し、医師による面接指導の希望の有無を照会している。

同書面には、「時間外勤務状況」として、出退勤オンライン打刻による「出勤」及び「退勤」時間から、所定労働時間の始業時刻である午前8時30分及び終業時刻である午後5時を超過する労働時間を1か月分合算したもの（例えば、1日の「出勤」時刻が午前8時24分、「退勤」時刻が午後6時50分の場合、これらと、始業時刻及び終業時刻の差である合計1時間56分を、1日の時間外労働時間として算定している。）が記載され、医師の面接指導について、「希望する」、「希望しない」を回答することができる様式となっている。同書面の下段において「※「長時間勤務者に対する医師との面接指導」について、1

月の時間外勤務が80時間以上、かつ疲労の蓄積がある場合、本人の申し出により、医師（産業医）による面接指導を受けることができます。」との記載がある。

（3）外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

- ① 商業高校教員の労働時間の把握について、関係法令・例規に照らして、適切な運用がなされているか
- ② 労働安全衛生法上の医師による面接指導につき、関係法令に照らして、適切な運用がなされているか

イ 外部監査の結果及び意見

- ◆商業高校教員の時間外勤務は、超勤3項目の業務で、かつ臨時または緊急のやむを得ない場合に限り、従事させることができる。教育委員会及び校長は、教員をかかるとして業務に従事させるためには、超過勤務命令を発出しなければならないことを今一度徹底する必要がある。また、時間外勤務を行った場合には、その内容を教員に報告させ、実態を調査するなど、時間外勤務の実態の把握をする必要がある【指摘】
- ◆在校等時間が新たに設けられ、その上限規制も設けられたことから、教育委員会及び学校は、在校等時間の把握を正確に行う必要がある。特に、校外において職務として行う研修時間や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間、在校等時間から除外される勤務時間外における自己研鑽の時間その他業務外の時間については、大半が教員の自己申告となることが想定される。教育委員会は、在校等時間に含まれる校務の整理、在校等時間の算定方法、教員の自己申告による場合の自己申告方法や在校等時間における勤務実態の把握方法について検討し、学校への周知を徹底す

べきである【指摘】

- ◆労働安全衛生法上の超過勤務情報における労働時間の計算方法が誤っている。商業高校は、休憩時間は考慮せず、単に、出退勤オンライン打刻による「出勤」及び「退勤」時間から、所定労働時間の始業時刻及び終業時刻を超過する労働時間を1か月合算したものを、時間外勤務時間として計算しているところ、正しくは上述した算定式のとおり、「休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働をさせた場合におけるその超えた時間」を計算しなければならない。超過勤務情報の基礎となる当該労働時間を正しい算定方法で算出する必要がある【指摘】
- ◆労働安全衛生法上の超過勤務情報を通知するにあたっては、面接指導を行う場合の実施方法や時期などの案内も併せて行うことが望ましい【意見】

6 学校集金

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア 関係法令及び例規 (略)

イ 具体的な取組

(ア) 学校集金の種類及び金額 (略)

(イ) 学校集金の公会計化 (略)

(ウ) 現地調査

A 小学校 (児童数約 100 名)

本学校の会計区分は、①教材費及び実習費、校外活動費 (集団宿泊活動を含む。)、②学校給食費、③団体会費であるスポーツ振興センター掛金と、④PTA会費である。

各預金通帳は、会計事務担当者が、職員室に隣接する休憩室内にある防犯機能付きの金庫に保管し、届出印は、会計事務担当者が、職員室内の鍵付きのキャビネットに保管している。上記④集金用の預金通帳及び届出印は、教頭が鍵付きの自分の机で管理している。

この点、上記金庫の鍵は、シリンダーキーとダイヤル錠である。金庫のシリンダーキーは、上述したキャビネットの中にあるが、同キャビネットの鍵自体は、職員室の壁にフックでかけて保管しており、誰でもアクセス可能であった。また、金庫のダイヤル錠は、番号が不明となると困るという理由で、常に解錠されたままであった。金庫の内容物及び出し入れの記録はなされていない。

本学校では、学校集金要綱第6条に基づき、会計総括者や会計担当者を指名する必要があることを、校長が認識していなか

った。

校長は、年度末に会計事務担当者が統合型校務支援システムから帳票類を打ち出し、各帳票を閲覧しているものの、紙ベースで保管されている帳票と統合型校務支援システム上の帳票の照合や、預貯金通帳の原本を収支状況と照合するなどの作業はしていない。

B 小学校（児童数約400名）

本校の会計区分は、①教材費及び実習費、校外活動費（集団宿泊活動を含む。）、②学校給食費、③団体会費であるスポーツ振興センター掛金、④PTA会費である。

現金での集金については、一部の児童が購入する教材や習字セットなどの学用品の費用の集金を現金で行っており、集金袋を児童に渡し、児童が持参した集金袋は、各クラスの担任が預かる。クラス担任が預かった集金袋については、学年ごとに設けられた金庫に保管しており、それぞれの金庫の鍵は、学年主任が管理している。金庫内の内容物及び出し入れの記録は、金庫全てにつき確認できなかった。

また、保護者の預金口座からの引き落としが、残高不足などによりできなかった場合には、児童に集金袋を渡し、現金で持参してもらっている。児童が持参した集金袋については、会計事務担当者が各クラスの担任から預かり、上記①集金用の預金口座へ入金しているが、その際に児童に対して、預かり証などの発行は行っておらず、集金袋に預かった日付を記載している。

また本校では、会計事務担当者が、上記①集金用の預金口座から、上記②及び④集金用の預金口座にそれぞれの集金額を入金しているところ、上記④については、他の集金用口座とは

異なる金融機関の預金口座を使用していることもあり、上記①の集金用の口座から、年に2回の集金分をまとめて現金で出金した後、別の金融機関に赴き、当該金融機関の預金口座に入金している。

また本学校では、各会計の収支状況及び執行内容について、その都度、校長が確認を行っているとのことであったが、学期毎または年度末になされるべき、各会計の収支状況及び執行内容についての定期的な検査は行っていない。

C 小学校（児童数約700名）

本学校の会計区分は、①教材費及び実習費、校外活動費（集団宿泊活動を含む。）、②学校給食費、③団体会費であるスポーツ振興センター掛金、④PTA会費である。

各預金通帳は、上記④集金用の預金通帳については教頭が、その他の預金通帳については、会計事務担当者が、鍵のかかる金庫において保管し、各届出印は、校長が、鍵付きの机の引き出しで管理していた。金庫は職員室に置かれており、教頭が、金庫の鍵を鍵付きの机の引き出しで管理していた。当該机の鍵は、職員室内で他の鍵とともに保管しているものの、どの鍵が当該机の引き出しの鍵であるかは、一部の教員、管理職及び会計事務担当者しか知らない。金庫の出し入れの記録及び内容物の記録は確認できなかった。

現金での学校集金については、一部の児童が購入する教材や体操着などの学用品費の集金を現金で行っている。集金袋を児童に渡し、児童が持参した集金袋は、各クラスの担任が預かり、当該担任が、職員室にて集金担当の教員に手渡しし、当該教員が上述した金庫に入れたり、職員室内の専用の集金箱に入れる

などして保管することになっている。保護者の預金口座からの学校集金の引き落としが、残高不足などによりできなかった場合には、学校から保護者に対して振込みを依頼しているが、集金袋で現金を持参している児童もいる。児童が持参した集金袋については、会計事務担当者が各クラスの担任から預かって、上記①集金用の預金口座へ入金しているが、その際に児童に対して預かり証の発行はしておらず、預かった日付を会計事務担当者が記録しているのみであった。

D 中学校（生徒数約200名）

本学校の会計区分は、①教材費及び実習費、校外活動費（集団宿泊活動を含む。）、②学校給食費、③団体会費であるスポーツ振興センター掛金、④PTA会費、⑤生徒会費である。

学校集金は、上記会計区分ごとに設けられた校長名義、教頭名義ないしPTA会長名義の預金口座で管理されている。

学校集金は、まずは保護者の預金口座からの引き落としにより、会計区分に関係なく全ての集金が、上記①集金用の校長名義の預金口座（本学校では、「校納金」会計名目の預金口座）に入金される。次に会計事務担当者により、当該口座から、上記②、④及⑤の集金用の預金口座に、種別ごと、それぞれの集金額を預け入れている。上記③のスポーツ振興センター掛金については、上記①集金用の預金口座から、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、直接掛金を振り込んでいる。

なお、本学校では、上記「校納金」名義及び上記各学校集金に利用される預金口座の他にも、校長名義での休眠預金口座が3つ存在する（学年ごとの教材費会計名目での預金口座）。他にも、スポーツ振興センター掛金会計名目での預金口座も開設し

ているところ、上述したとおり、同掛金は、上記①集金用の預金口座から直接独立行政法人日本スポーツ振興センターに支払われているため、現在、本預金口座は、かかる目的では使用されていない。この預金口座は、学校が、公益財団法人日本教育公務員弘済会からの助成金を受け取るための預金口座として利用されている。

預金通帳及び届出印は、事務室にある鍵付きの耐火書庫に保管している。PTA会費集金用の預金通帳は、教頭が、当該書庫に保管している。耐火書庫のダイヤルの番号は、校長、教頭及び会計事務担当者以外は知らないとのことである。耐火書庫内の出し入れの記録及び内容物の記録は確認できなかった。

保護者の預金口座から学校集金の引き落としが残高不足などによりできなかった場合には、クラスの担任から生徒に対して集金袋を渡し、生徒が現金の入った集金袋を学校に持参している。生徒が持参した現金の入った集金袋は、各クラス担任が預かり、預かった集金袋を会計事務担当者に手渡しし、同人が会計区分ごとに、それぞれの校長名義の預金口座に直接入金していた。その際に、生徒に対して預かり証の発行は行っていなかった。

本学校では、各会計の収支状況及び執行内容について、随時、校長が確認を行っているとのことであったが、学期毎または年度末になされるべき各会計の収支状況及び執行内容についての定期的な検査は行っていなかった。

E 中学校（生徒数約300名）

本学校の会計区分は、①教材費及び実習費、校外活動費（集団宿泊活動を含む。）、②学校給食費、③団体会費であるスポー

ツ振興センター掛金，④ P T A会費，⑤生徒会費である。

学校集金は，原則として，上記会計区分ごとに設けられた校長名義，教頭名義ないし P T A会長名義の預金口座で管理している。

また本学校では，令和 3 年度において，上記⑤の生徒会費の集金のうち 4 0 万円を，上記④の P T A会費に振り替え， P T A会費の収入の一部としていた。このような運用は，部活動費を支出する際の教員の負担を軽減するために行われているとのことである。上記③については，上記①集金用の預金口座から独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して，直接掛金を振り込んでいる。

各預金通帳及び各届出印は，職員室にある鍵付きの耐火書庫に保管している。耐火書庫内の出し入れの記録及び内容物の記録は確認できなかった。

F 中学校（生徒数約 5 0 0 名）（略）

（3）外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令・例規に照らして，学校集金業務が適切に行われているか

イ 外部監査の結果及び意見

- ◆生徒会費名目で集金しながら，当該会計科目から， P T A会費科目に振り替えた上で， P T A会費として支出している学校があった。このような取扱いは，「学校集金の各会計間の流用は，行ってはならない。」（学校集金要綱第 1 3 条第 1 項）に反するものである。教育委員会は，各学校の会計科目の整理状況を今一度確認した上で，学校集金要綱の遵守を徹底させるべきである【指摘】

- ◆当該会計科目の利用目的とは異なる用途で預金口座を利用して
いた学校があった。教育委員会は、各学校に対して、会計処理を
より明確に行い、使用されていない預金口座がある場合は直ちに
解約するよう指導することが望ましい【意見】
- ◆預金通帳、金融機関届出印及び現金を保管する金庫につき、当該
金庫を解錠するための鍵の管理が不十分な学校があった。教育委
員会は、各学校に対して、重要な鍵については、管理職や会計事
務担当者のみがアクセス可能な状態で管理するよう指導するこ
とが望ましい【意見】
- ◆学校集金用の預金口座間で出金及び預入れをする際に、口座振込
ではなく、現金で引き出した上で、他の金融機関まで持参し、当
該金融機関の預金口座へ入金する運用を行っている学校が散見
された。紛失や盗難リスクのある方法であり、学校集金の管理と
して不適切である。教育委員会は、各学校に対して、学校集金用
の口座間の資金移動は、現金によることなく、口座振込とするよ
う指導することが望ましい【意見】
- ◆学校集金を現金で受領する際、統合型校務支援システムには、会
計事務担当者が、受領した現金を預金口座に入金した日付しか記
録が残らない。教育委員会は、各学校に対して、現金を受領した
際には、児童生徒に対し預かり日を記入した預かり証を発行し、
学校においてその預かり証の控えを保管する取扱いをするよう
指導することが望ましい【意見】
- ◆金庫や耐火書庫の内容物や出し入れの記録を付けていない学校
がほとんどであった。教育委員会は、各学校に対して、預金通帳、
届出印、現金その他貴重品については、内容物や出し入れの記録
を作成し保存するよう指導することが望ましい【意見】

7 G I G Aスクール構想事業

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア G I G Aスクール環境整備の現状

【GIGAスクール環境整備進捗状況】

整備内容	国の整備目標	令和2年度までの整備数	令和3年度整備数
ネットワーク整備	無線LAN100%	10Gbps60校 無線LAN100%	-
タブレット端末	学習用：1人1台 指導者用：授業を担任する教師1人1台	小学4年生～中学3年生 14,271台	小学1年生～小学3年生，教員，市教委指導主事 8,195台 高知特支（高等部）66台
タブレット収納庫	-	59校 770台	11校 14台
電子黒板	各普通教室1台 特別教室用6台	59校 862台	10校 11台
デジタルドリル	-	経済産業省の事業を活用し， 無償利用	デジタルドリルライセンス購入 計59ライセンス
デジタル教科書（指導者用）	-	58校 総ライセンス980個	58校 総ライセンス980個
ローカルブレイクアウト	-	1校	56校
コールセンター	-	-	全60校

上記のうち，主な環境整備事業に係る予算及び契約金額は，以下のとおりである。

【G I G Aスクール環境整備事業費】

内容	予算（円）	契約金額（円）
校内通信ネットワーク整備費	908,800,000	809,600,000
タブレット端末購入費	1,010,550,000	976,147,700
電子黒板賃借料	19,694,906	19,681,376
ローカルブレイクアウト整備費	50,473,000	44,121,880
その他（MicroSDカード、webカメラ購入費など）	39,276,000	23,812,206
合計	2,028,793,906	1,873,363,162

イ G I G Aスクール環境整備に係る管理及び維持費

タブレット端末については、5年使用を想定しているが、5年後の更新時期に改めて機器を取得するのか、従前の端末を継続使用するのかは未定である。本市は、上記のとおりG I G Aスクール環境整備に必要な機材・機器を整備したものの、特に大きな出費が予想されるタブレット端末については、今後の設備点検費用、管理費用及び更新費用につき、明確な見通し・更新計画を有していない。

ウ タブレット端末の管理及び使用状況（略）

エ G I G Aスクールサポーター配置事業（略）

オ I C T支援員の配置

日常的な教員のI C T活用の支援を行うI C T支援員（業務に応じて必要な知見を有する者）については、教育のI C T化に向けた環境整備5か年計画（2018年度から2022年度）において、上記のとおり、4校あたり1人の配置が求められている。

この点、令和3年度の本市におけるI C T支援員は、全学校数60校に対して、2名が配置されているにすぎない。I C T支援

員の配置状況は、全国平均が5.7校に1人で、大きな地域差が生じている。

(3) 外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

国のGIGAスクール構想事業の方針に従って、GIGAスクール環境整備事業に適切に取り組んでいるか

イ 外部監査の結果及び意見

- ◆ ICT支援員は、全学校数60校に対して、2名が配置されているにすぎない。速やかに支援員を増員するための措置を検討すべきである【指摘】
- ◆ 巨額の更新費用が予想されるタブレット端末について、本市は、今後の設備点検費用、管理費用及び更新費用につき、明確な見通しを持っていない。早急に対策及び整備計画を検討することが望ましい【意見】

8 学校施設の維持管理

(1) 意義（略）

(2) 学校施設の点検・検査

ア 関係法令及び例規（略）

イ 本市における取組

学校における施設・設備の点検・検査についてみると、建築基準法や消防法などにより、専門業者による点検が求められているものと、学校保健安全法により、日々学校施設を利用する教職員による日常点検・定期点検が求められているものに分類される。前者については、担当課が、入札など各々の類型に適した手法により業者を選定し、法律に基づいて義務づけられる点検業務を委託・実施している。担当課から提出を受けた資料によれば、関係法令などに定められている点検、安全確認につき、令和4年度の点検業務、契約期間及び契約金額を一覧にしたものが、以下の【学校設備点検】である。後者については、学校毎に定められる学校安全計画において具体的な安全点検の実施時期、内容が定められている。

【学校設備点検】

学校設備について関係法令により定められている点検、安全確認について

学校環境整備課

番号	契約名	関係法令等	契約期間	契約金額
1	高知市立学校施設等防火設備及び消防用設備保守点検業務	建築基準法第12条第4項、建築基準法施行規則第6条の2、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6	R4.7.1～ R5.3.10	12,151,700
2	高知市立小学校自家用電気工作物安全管理業務	電気事業法第38条第4項	R4.4.1～ R5.3.31	13,432,995
3	高知市立学校施設他浄化槽維持管理等業務	浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則	R4.5.1～ R5.4.30	9,800,109
4	高知市立学校施設他浄化槽法定検査	浄化槽法第11条第1項	R4.4.1～ R5.3.31	256,000
5	高知市立学校施設等貯水槽清掃点検業務	水道法第34条の2、水道法施行規則第55条及び第56条	R4.7.21～ R4.9.30	765,600
6	高知市立学校施設等貯水槽法定検査	水道法第34条の2第2項	R4.4.1～ R5.3.31	231,000
7	高知市立学校施設等エレベータ保守業務	建築基準法第8条第1項及び第12条第4項	R4.4.1～ R5.3.31	5,636,400
8	学校給食用昇降機保守点検業務	建築基準法第8条第1項及び第12条第4項	R4.6.22～ R4.8.31	919,600
9	高知市立学校空調設備フロン排出抑制法に基づく定期点検業務	フロン排出抑制法	R4.7.29～ R5.3.17	2,029,500
10	高知市立学校施設等定期点検委託業務	建築基準法第12条第2項及び第4項	R4.10.11～ R5.3.17	9,779,000
11	高知市立学校施設プール浄化装置保守点検業務	「学校環境衛生の基準」（平成4年6月23日文部省体育局長裁定）によるプール水質基準	R4.5.16～ R4.10.31	3,470,500
12	高知市立学校施設遊具等保守点検業務	遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会策定）	R4.7.21～ R4.11.30	1,320,000
13	高知市立学校給食センターボイラー設備保守点検業務	-	R4.4.1～ R5.3.31	1,606,000
14	高知市立小学校等給食調理場グリストラップ汚泥収集・運搬及び処分業務	-	R4.7.15～ R4.9.30	748,000
15	高知市立学校給食センターグリストラップ産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	-	R4.7.15～ R5.3.15	1,716,000
16	高知市立小学校グリストラップ油脂分解システム保守点検業務	-	R4.4.1～ R5.3.31	114,400
17	高知市立小学校ゼロコンボ保守管理業務	-	R4.4.1～ R5.3.31	386,100

また、これらに加えて、平成24年9月本市議会において、天井、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁及び収納部材などのいわゆる非構造部材の点検調査の実施についての意見が出され、同年10月以降、毎年、全学校について非構造部材の点検調査がなされている。当該調査は、文部科学省作成の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月改訂版）に照らして実施されており、児童生徒の立入りの少ない夏休みなどの長期休み期間中に、教職員が目視などにより確認し、以下の点検チェックリスト（以下「点検リスト」という。）を作成の上、不具合箇所を写真で撮影するなどして、教育委員会に報告している。

【点検チェックリスト（学校用）】

別紙4

点検チェックリスト(学校用)

＜点検結果＞ A：異常は認められない、または対策済み
 B：異常かどうか判断がつかない、わからない
 C：異常が認められる

点検日	通し番号
学校名	記入者名
点検箇所 (該当に○)	棟名
	屋内運動場 普通教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ①該当箇所○					点検結果 (A・B・C) ②該当箇所○	特記事項 室名等 (具体的な異常箇所・状態等)
				脱落	変形	割断	ひび・破損	変質		
I. 天井										
①	天井(天井は上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25						A・B・C	
II. 照明器具										
①	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25						A・B・C	
III. 窓・ガラス										
①	ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	26						A・B・C	
②	窓・ドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常はないか。	劣化	26						A・B・C	
③	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	使い方	27						A・B・C	
④	地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	使い方	27						A・B・C	
⑤	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	劣化	27						A・B・C	
IV. 外壁(外装材)										
①	外壁(外装材)に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28						A・B・C	
V. 内装(内装材)										
①	内装(内装材)に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	劣化	28						A・B・C	
VI. 設備機器										
①	放送機器・体育器具 本体の錆びや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	劣化	29						A・B・C	
②	空調室外機 空調室外機は傾いていないか。	劣化	29						A・B・C	
VII. テレビなど										
①	天吊りテレビ テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	耐震性	30						A・B・C	
②	棚置きテレビ・パソコン等 テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	耐震性	30						A・B・C	
③	キャスター付きのテレビ台など テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	31						A・B・C	
VIII. 収納棚など										
①	棚・ロッカーなど 書籍、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性	31						A・B・C	
②	棚の積載物 棚の上に重量物を置いていないか。	使い方	32						A・B・C	
③	薬品棚の収納物 薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方	32						A・B・C	
IX. ピアノなど										
①	ピアノなど ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性	33						A・B・C	
X. エキスパンション・ジョイント										
①	エキスパンション・ジョイントのカバー材 エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化	34						A・B・C	
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺 エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方	34						A・B・C	

さらに、後述する高知市立学校施設長寿命化計画によれば、長寿命化を図るための維持管理項目及び手法として、以下の【維持管理の項目・手法など】により、教育委員会が、建築基準法12条点検の他、年1回、施設及び遊具の劣化状況などを把握するために実施する定期点検、故障情報、気象情報などにより、学校に注意を促し状況把握する臨時点検をすることとなっている。教育委員会は、建築基準法12条点検については原則3年に一度、臨時点検については、随時行っていることが確認できた。定期点検については、本市では、上記【学校設備点検】に掲げられた法定点検を除く項目（番号11以降）を定期点検と位置付けて実施しているとのことである。

【維持管理の項目・手法など】

担当	項目		実施時期・目的・内容など
市 (教育委員会)	維持	清掃	快適な環境を維持するために、各点検に併せて清掃を行う。
		改修・修繕	建物および設備などの寿命を延ばすために実施する。
	点検	定期点検	年1回、施設及び遊具の劣化状況などを把握するために実施する。
		法定点検	定められた期間ごとに、専門業者により実施する。
		臨時点検	故障情報、気象情報などにより、学校に注意を促し状況把握をする。
情報管理	点検、改修・修繕などの履歴を管理し、現状把握をするとともに、計画に反映する。		
学校	維持	清掃	快適な環境を維持するために、各点検に併せて清掃を行う。
		日常点検	早期に異常を発見するために実施する。
	点検	定期点検	年1回または学期ごとの点検により、建物および設備の異常の有無、兆候を発見する。
		臨時点検	災害発生後などに被害状況の把握と危険性の判断を行う。

(3) 学校施設の改築，改修及び補修

ア 関係法令（略）

イ 本市における取組

学校施設の改築，改修及び補修に関しての本市の主な取組は以下のとおりである。

(ア) 小中学校等施設整備事業

南海トラフ地震に備えて、地震発生時の児童生徒の安全を確保すると共に、地域住民に安全な避難場所を提供するための老朽化対策や、子どもたちのより良い教育環境づくりを目的とした学校施設などの整備を行うものである。

令和3年度の事業費としては、15億8,696万円（国交付金3億8,166万5,000円、起債11億9,040万円、諸収入64万円）が計上されている。

内訳は以下のとおりである。

小学校	大規模改造事業	10億800万円
	耐震補強整備事業 ⁴	4,800万円
	防災機能強化事業 ⁵	100万円
	施設整備事業 ⁶	2,501万円
中学校	大規模改造事業	4億3,000万円
	防災機能強化事業	200万円
	施設整備事業	2,795万円
特別支援学校	大規模改造事業	4,400万円
	施設整備事業	100万円

このうち、「大規模改造事業」とは、主に、トイレについての和式から洋式への改造工事をいう。

(イ) 高知市立学校施設長寿命化計画

同計画によれば、学校施設の改修などの優先順位付けと実施計画については、学校施設の各棟において、施設健全度評価点数（総合点数）の低いものを優先的に整備していくことが基本

⁴ 渡り廊下などの耐震補強工事

⁵ 学校施設のブロック塀改修工事、外壁改修工事

⁶ 学校施設の老朽箇所、危険箇所などの改修工事

とされる。施設健全度評価点数とは、屋根・屋上、外壁、内部仕上げの3つの部位については、建築基準法12条点検の結果及び改修履歴・建設年より評価し、電気設備、機械設備の2つの部位については、部位の経過年数を基本にA、B、C及びDの4段階で評価し、かかる合計5つの部位の劣化状況を、100点満点で数値化した評価指標である。

① 改築

改築とは、老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適當な状態にあつたりする既存の建物を建て替えることをいう。

長寿命化に係る手引きでは、建物の保守、運転・監視、警備、清掃などを計画的かつ適切に行い、建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすために一連の保全行為を行うことを長寿命化と定義している。

長寿命化計画においては、かかる長寿命化を行う場合には、建築後80年を迎える建物が改築の対象となり、長寿命化を行わない場合は、建設後50年を迎える建物が改築の対象となる。もつとも、実施計画初年度への事業費の集中を回避するために、次年度以降に計画的に工事を繰延べることで、事業費の平準化を図ることを目的として、長寿命化計画では、以下のとおり、優先条件を設定している。

「優先条件の順位」

1：建設年度の古い棟

2：大規模改造を過去行っていない棟

② 長寿命化改修・大規模改造

長寿命化改修とは、長寿命化の一環として、物理的な不具

合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うことである。また大規模改造とは、大規模な改修工事のことであり、経年劣化した建物の部分または全体の現状回復を図るための大規模工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げ得る大規模な工事がこれに該当する。

長寿命化計画においては、長寿命化を行う場合は、建築後40年目に長寿命化改修工事、20年目、60年目に大規模改造工事を行う。長寿命化を行わない場合は、建築後30年目に大規模改造工事を行う。これらについても以下のとおり、事業費の平準化を目的とした優先順位を設定している。本市においては、建築後40年を経過する施設が多数を占めるため、実施計画において、長寿命化改修工事が集中する初年度につき、改修時期を令和3年度以降に移行し、長寿命化改修を15年程度で実施する計画である。

「優先順位の条件」

- 1：建設年度の古い棟
- 2：大規模改造を過去行っていない棟
- 3：大規模改造を平成25年度以降で実施していない棟

③ 部位改修

劣化状況評価において、「C」「D」に判定された部位がある建物は、部位改修の対象となる。

これについても、以下のとおり、事業費の平準化を目的とした優先順位を設定している。

「優先順位の条件」

- 1：建設年度の古い棟

2：大規模改造を過去行っていない棟

この点，担当課から提出を受けた各学校施設の長寿命化検討資料によれば，長寿命化計画の定める実施計画に従うと，令和3年3月31日現在，改築が必要な建築後80年以上の施設が，本市学校関連施設768棟中（商業高校を除く。），1棟ある。また，長寿命化を行う場合に大規模改造工事が必要な建築後20年以上（40年未満）の施設は，全768棟中340棟あり，長寿命化改修工事が必要な，建築後40年以上（80年未満）の施設は，768棟中309棟あって，本市学校施設の約8割が，上記実施計画による長寿命化改修工事及び大規模改造工事の対象施設となる。さらに，同資料記載の施設健全度評価点によれば，令和3年3月末時点で，全768棟中550棟が，部位補修が必要とされるC，Dと判定された部位がある施設となっている。もっとも，本市は，実際には，市の財政状況や学校現場への配慮から，長寿命化計画の実施計画に定める条件及びスケジュールで，工事は実施されていない。教育委員会の担当課では，長寿命化改修工事の条件として，「建築後40年を経過したもので，かつ，30年以上使用するもの」という条件を設定した上で，長寿命化改修工事を行うとの運用を行っている（本条件は，文部科学省の地方公共団体に対する学校施設環境改善交付金の交付対象事業の一つである，長寿命化改良事業の対象学校施設の基準を基礎に設定されている⁷）。担当課の説明によれば，「今後30年以上使用するもの」との判断は，児童生徒数が

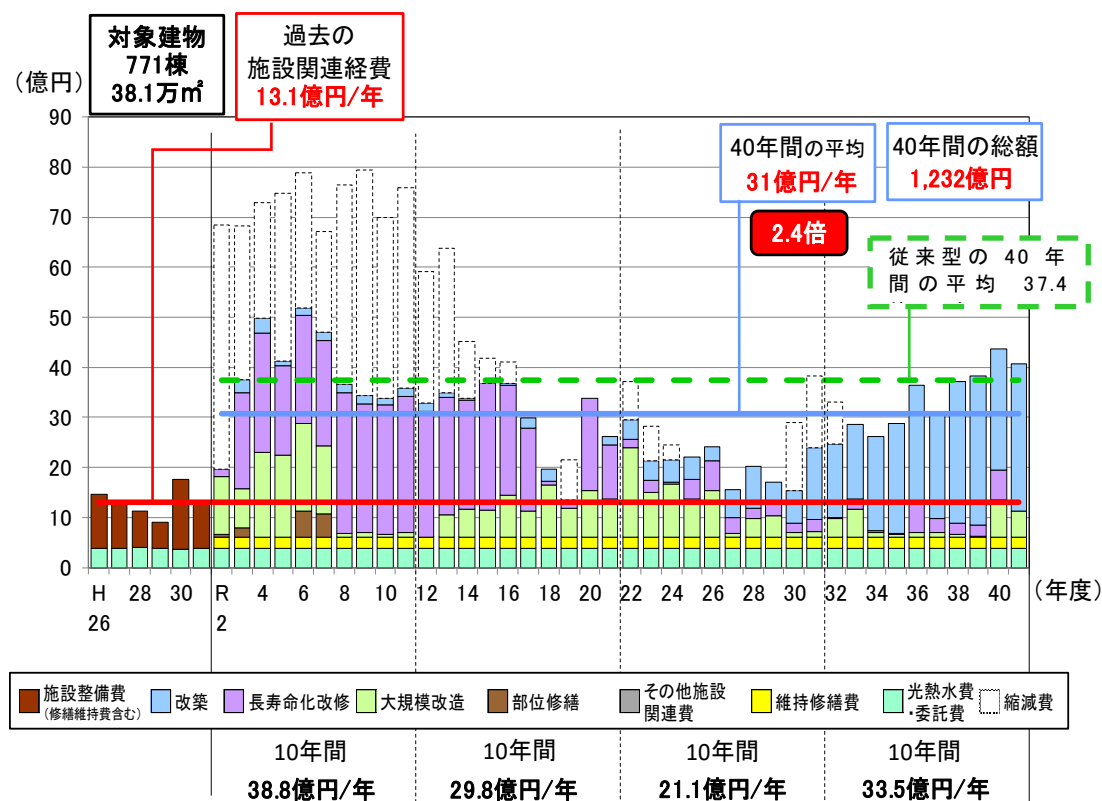
⁷ 「学校施設環境改善交付金交付要綱」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/unyou/20220620-mxt_kouhou02-1.pdf

減少している反面，少人数学級の導入や特別支援学級の増加など，学校施設を使用する環境が変わりつつあるため，長寿命化改修工事は，学校施設の在り方を協議した結果を踏まえた上で，対象施設を検討するとのことであり，現状では，本市の長寿命化改修工事の目処は立っていない。なお，上述した「大規模改造事業」は，トイレ老朽化対策にほぼ限定されており，長寿命化に係る手引きや長寿命化計画が定める「大規模改造工事」とは工事内容が異なると思われる。部位補修工事については，上記実施計画に関わらず，緊急性の高い箇所から随時実施していると想定される。

実際に，本市の条件設定に基づいて，令和3年度に完了した改築工事は0件，長寿命化改修工事は1件（行川学園屋内運動場棟（令和3年3月31日を基準として築34年）（工事費は約3,000万円）（ただし本市は，本工事を長寿命化計画に定める予防保全的改修（機能回復等）と位置付けているところ，長寿命化計画に従えば，厳密には，本工事は築20年目に行われる「大規模改造工事」に該当するものである。），大規模改造工事は20件（うちトイレ改修工事が14件），部位補修工事は11件である。また，令和4年度以降，工事に着工もしくは着工はしていないものの，既に予算化され具体的な工事計画が作成されているものは，改築が0件，長寿命化改修工事は0件，大規模改造工事は10件（全てトイレ改修工事），部位補修工事は12件である。

（4）学校施設の維持管理コスト

【今後の維持・更新コスト】



(5) 現地調査 (略)

(6) 外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令及び例規に照らして、学校施設の維持管理が適切になされているか

イ 外部監査の結果及び意見

◆長寿命化計画に定められた実施計画については、計画とおりに実施されていない。長寿命化計画は、令和2年6月に作成されたものであるが、本市の実情に見合った形で、改築、長寿命化改修工事、大規模改造工事の内容や見通しについて、十分検討がなされた上で作成されたのか疑問がある。長寿命化計画には、長寿命化を実行した場合の今後の学校施設の維持・更新コストの記載があ

るが、令和3年度に実施された改築工事は0件、長寿命化改修工事は1件、令和4年度の改築や長寿命化改修工事予算は0であり、【今後の維持・更新コスト（長寿命化型）平準後】の目標数値が達成される見込みは殆どない。本市の財政事情からして、国の補助金事業に紐づけて改修工事を計画することには止むを得ない側面があることは理解できるが、大規模工事が難しい場合でも、部位補修を速やかに行うべき箇所を優先的に選別し、順次補修を行うことで対応するなど、よりきめ細やかな対応を行うことで、学校施設のさらなる長寿命化を実現することは可能であると思われる。改築、長寿命化改修工事、大規模改造工事及び部位補修工事のそれぞれにつき、今一度、工事内容、工事計画及び工事条件を再度検討し、本市の実情に見合った長寿命化計画の実施計画を策定すべきである【指摘】

- ◆点検リストについて、点検結果記載欄のいずれかに○を付する際に、施設に劣化があるにもかかわらず、異常が認められない、または対策済みを表すAに○が付けられているものが散見された。また、同じ学校であっても、年度毎に点検を実施した棟名に差異が見受けられた。教育委員会は、なるべく画一的かつ学校施設の実態を正確に反映した様式を作成し、学校側の裁量の余地の少ない記載が可能となるよう点検リストの様式を工夫するとともに、教育委員会が抜き打ち的に調査を行うなど、点検リストの正確性を担保する施策を実施することが望ましい。また、点検リストの提出を受けた際には、教育委員会が学校に対してフィードバックを行い、劣化が進行している箇所は対応方針を学校と協議するなど、学校側がより正確な点検リストを提出するメリットを享受できるよう、点検リストの取扱いにつき、あわせて検討することが

望ましい【意見】

9 物品の管理

(1) 意義 (略)

(2) 本市における取組

ア 検討対象 (略)

イ 関連予算

令和3年度の本市市立小学校の配当予算のうち、消耗品費は、計1億2,071万9,000円(学校管理費,教材整備事業費,図書整備事業費,特別支援学級費に含まれる消耗品費の合計額),備品購入費用は、計1,100万円である。また、令和3年度の本本市立中学校の配当予算のうち、消耗品費は、計9,239万3,000円(学校管理費,教材整備事業費,図書整備事業費,特別支援学級費に含まれる消耗品費の合計額),備品購入費用は、計850万円である。

ウ 関係例規

まず、備品は、学校が、学校備品管理システムに登録し、物品規則第34条に従った標示をし、管理している。

次に、消耗品は、消耗品を、公印、個人情報が入ったフラッシュメモリー、HDなど外部記憶媒体、貴重な美術工芸品、骨董品等及び寄附により取得しその後管理を要する物品などを対象物品とする「重点管理消耗品」、重点管理消耗品を除く1万円以上10万円未満の「比較的高価な消耗品」、1万円未満の「その他消耗品」の3つに分類した上で、それぞれ管理方法を設けている。このうち、重点管理消耗品については、担当課が作成した様式を用いて、重点管理消耗品管理簿を作成し、学校で作成したラベル(管理番号及び学校名を標記)で標示している。他方、比較的高価な消耗品及びその他消耗品については、統合型校務支援システムや

管理簿による登録・管理は特段行われておらず，比較的高価な消耗品は，学校で作成したラベル（学校名，購入年度を記載）で標示しているものの，その他消耗品については，ラベルでの標示は不要である。

（３）外部監査の結果

ア 外部監査の着眼点

関係法令及び例規に照らして，備品及び消耗品の管理が適切になされているか

イ 外部監査の結果及び意見

◆消耗品の中には，文房具類のように短期間に高頻度で消耗されることが想定され，１個当たりの金額が数百円のものから，キャビネットや会議机のように，ある程度長期間の利用が想定され，金額が数万円のものまで多種多様である。１万円未満の「その他消耗品」についてまで，管理簿を作成し全てにラベルで標示することは，学校現場の負担を考慮しても現実的ではないが，学校現場において，ある程度長期間の利用が想定され（減価償却資産の耐用年数などを参考にすることも一案である。），かつ，価額が数万円を超えるような比較的高価な消耗品については，別途管理簿を作成して管理することを再検討することが望ましい【意見】

指摘

章	No.	内容
2	1	教育委員会は、本市ホームページなどにおいて、学校いじめ防止基本方針を一覧できる形で公表するなどの対応を検討すべきである。
5	2	教育委員会及び校長は、超勤3項目の業務に教員を従事させるためには、超過勤務命令を発出しなければならないことを徹底する必要がある。また、時間外勤務を行った場合には、その内容を教員に報告させ、実態を調査するなど、時間外勤務の実態の把握をする必要がある。
	3	教育委員会は、在校等時間に含まれる校務の整理、在校等時間の算定方法、教員の自己申告による場合の自己申告方法や在校等時間における勤務実態の把握方法について検討し、学校への周知を徹底すべきである。
	4	労働安全衛生法上の超過勤務情報の基礎となる労働時間を正しい算定方法で算出する必要がある。
6	5	教育委員会は、各学校の会計科目の整理状況を今一度確認した上で、学校集金要綱の遵守を徹底させるべきである。
7	6	速やかにICT支援員を増員するための措置を検討すべきである。
8	7	改築、長寿命化改修工事、大規模改造工事及び部位補修工事のそれぞれにつき、工事内容、工事

	計画及び工事条件を再度検討し、本市の実情に見合った長寿命化計画の実施計画を策定すべきである。
--	--

意見

章	No.	内容
2	1	教育委員会においては、学校いじめ防止基本方針が、市いじめ防止基本方針の定める上記6項目を盛り込んだものとなっているか、いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているかを改めて確認し、問題があれば、市いじめ防止基本方針に沿う内容に「学校いじめ防止基本方針」の改定をするよう指導することが望ましい。
	2	教育委員会は、学校に対し、学校いじめ対策組織での議事録の作成を行うよう周知徹底することが望ましい。
	3	教育委員会は、いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法につき別途規定を設けることが望ましい。
3	4	経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、フリースクールなど学校以外の場で学習を行う場合の経済的支援について検討することが望ましい。
	5	教育委員会は、不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度の周知方法につき、検討することが望ましい。

	6	教育委員会において、自宅においてICTなどを活用した学習活動を行った場合の児童生徒の指導要録上の出席扱いにつき、適切・有効であると判断する場合の画一的な基準・目安を作成することが望ましい。
4	7	就学援助費の返還事務に関して、手引きなどを作成し、教育委員会が一元的に管理する制度設計を検討することが望ましい。
	8	認定上限収入の計算方法については、申請者にとっても、計算及び検証が可能な程度に、算定式及びその根拠を公表することが望ましい。
	9	再審査請求書の書式は、請求理由として、家計急変や、離職・転職・休職（育児休暇・療養休暇など）により前年に比べて今年の所得が著しく減少する見込みであるため、及び、就学援助で判定された世帯の構成が事実と異なるため、の2点のみを挙げているところ、当初の審査が、世帯構成、申請の理由、収入状況などの総合判断であれば、これらの理由以外による再審査請求もありうるはずである。援助規則上も、再審査請求の理由を限定する規定はない。再審査請求の理由を限定するような誤解を与えぬよう、再審査請求書の書式は、改訂することが望ましい。
5	10	労働安全衛生法上の超過勤務情報を通知するにあたっては、面接指導を行う場合の実施方法や時期などの案内も併せて行うことが望ましい。
6	11	教育委員会は、各学校に対して、会計処理をより明確に行い、使用されていない預金口座がある場合は直ちに解約するよう指導することが望ましい。

	12	教育委員会は、各学校に対して、重要な鍵については、管理職や会計事務担当者のみがアクセス可能な状態で管理するよう指導することが望ましい。
	13	教育委員会は、各学校に対して、学校集金用の口座間の資金移動は、現金によることなく、口座振込とするよう指導することが望ましい。
	14	教育委員会は、各学校に対して、現金を受領した際には、児童生徒に対し預かり日を記入した預かり証を発行し、学校においてその預かり証の控えを保管する取扱いをするよう指導することが望ましい。
	15	教育委員会は、各学校に対して、預金通帳、届出印、現金その他貴重品については、金庫や耐火書庫の内容物や出し入れの記録を作成し保存するよう指導することが望ましい。
7	16	タブレット端末について、今後の設備点検費用、管理費用及び更新費用につき、早急に対策及び整備計画を検討することが望ましい。
8	17	教育委員会は、なるべく画一的かつ学校施設の実態を正確に反映した様式を作成し、学校側の裁量の余地の少ない記載が可能となるよう点検リストの様式を工夫するとともに、教育委員会が抜き打ち的に調査を行うなど、点検リストの正確性を担保する施策を実施することが望ましい。また、点検リストの提出を受けた際には、教育委員会が学校に対してフィードバックを行い、劣化が進行している箇所は対応方針を学校と協議するなど、学校側がより正確な点検リストを提出するメリットを享受できるよう、点検リストの取扱いにつき、あわせて検討することが望まし

		い。
9	18	学校現場において、ある程度長期間の利用が想定され、かつ、価額が数万円を超えるような比較的高価な消耗品については、別途管理簿を作成して管理することを再検討することが望ましい。

以上